校(6学級)については、通学区域の変更により適正規模を確保することが難しく、隣接校との統合も、施設規模の面から現段階では難しい状況です。そのため両校については、第一次実施計画の対象としないことにしました。

光が丘第三小学校については 10 学級ですが、隣接校である光が丘第四小学校の適正規模を確保するため、統合の対象としました。また、光が丘第一小学校および光が丘第六小学校については適正規模を維持していますが、隣接校の光が丘第二小学校および光が丘第五小学校の適正規模を確保するため、統合の対象としました。

② 過大規模校(1校)

過大規模校の中村小学校については 26 学級ですが、通学区域外からの就学を極力抑えることにより、今後、適正規模に近づくと判断し、第一次実施計画の対象としないことにしました。

(2) 中学校

平成 17 年4月から、中学校に入学する生徒を対象に、34 校ある区立中学校を自由に選べる学校選択制度を実施しています。この制度の導入からまだ3年しか経過していないことや学校選択制度の検証を行う必要があることから、中学校については第一次実施計画の対象としないことにしました。

(3) 幼稚園

幼稚園については、今後、教育委員会において就学前教育の充実および区立幼稚園のあり方などについて検討し、その結果を踏まえて、幼稚園の適正配置を検討する必要があることから、第一次実施計画の対象としないことにしました。

第3章 第一次実施計画の内容

1 概要

光が丘地区の小学校の適正規模を確保するため、平成22年4月、小学校8校を4校に統合します。統合の対象校、統合の組み合わせ、統合新校の児童数・学級数、統合新校の位置および統合の実施時期は、5ページの【統合の組み合わせおよび実施時期など】のとおりです。また、通学区域の変更箇所は、5ページの【通学区域の変更箇所】のとおりです。

統合にあたっては、住区ごとに1中学校2小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏ま えて、統合の組み合わせを選定しました。

【統合の組み合わせおよび実施時期など】

	統合の対象校 (児童数、学級数)	統合新校の児童数、学級数	統合新校の位置	統合の実施時期	
1	光が丘第一小 (380人、13学級) 光が丘第二小 (221人、8学級)	597人、18 学級	現 光が丘第一小		
2	光が丘第三小 (267人、10学級) [290人、13学級] 光が丘第四小 (224人、7学級)	495人、17学級 [518人、20学級]	現 光が丘第四小	平成 22 年4月	
3	光が丘第五小 (144 人、6学級) 光が丘第六小 (434 人、13 学級)	584 人、18 学級	現 光が丘第六小		
4	光が丘第七小 (130人、6学級) 田柄第三小 (305人、11学級)	432人、13 学級	現 田柄第三小		

- ※ 対象校の児童数および学級数は、都教育人口推計に基づいた平成22年4月現在の数値です。
- ※ [] は、特別支援学級を含んだ数値です。
- ※ 統合新校の児童数および学級数は、都教育人口推計値を基に、練馬区教育委員会が通学区域の変更による影響を加味した数値です。

【通学区域の変更箇所 (統合後、そのまま統合新校の通学区域に移行する区域は除く)】

	通学区域	変 更 前	変 更 後			
1	田柄5丁目 10~17番	【小学校】	【小学校】			
		光が丘第七小	光が丘第五小と			
			光が丘第六小の統合新校			
		【中学校】	【中学校】			
		光が丘第四中	光が丘第三中			
2	田柄5丁目4~7番	【小学校】	【小学校】			
		練馬小	光が丘第五小と			
			光が丘第六小の統合新校			
		【中学校】	【中学校】			
		練馬中	光が丘第三中			
3	光が丘3丁目9番2号・3号	【小学校】	【小学校】			
		光が丘第二小	光が丘第三小と			
			光が丘第四小の統合新校			
		【中学校】	【中学校】			
		光が丘第一中	光が丘第二中			
4	光が丘2丁目8番1号・2号	【小学校】	【小学校】			
		光が丘第六小	光が丘第七小と			
			田柄第三小の統合新校			
		【中学校】	【中学校】			
		光が丘第三中	光が丘第四中			

- ※ 平成 22 年4月以降、新たに入学する児童および生徒から適用します。
- ※ 通学区域を変更する地域の児童で、平成 21 年度までに変更前の小学校に入学した児童については、希望により、変更前の中学校への入学を認める経過措置を設けます。

2 統合の実施時期

光が丘地区の小学校は、児童数および学級数の減少が著しく、単学級が多く存在するため、できるだけ早い時期に統合を行う必要があります。一方、統合までには、児童、保護者および 教職員間の交流、閉校の準備、統合新校の校名選定や改修工事などの準備が必要となります。 そのため、統合までの準備期間を2年間設けることとします。

光が丘地区は、都市計画法上「一団地の住宅施設」として一体的に開発された経緯があり、 ひとつの大きなコミュニティを形成しています。また、通学区域外からの通学児童を除けば、 今後、新1年生となる幼児人口も非常に少なく、いずれの学校も同じ状況です。そのため、光 が丘地区の小学校8校を同時期(平成22年4月)に統合します。

3 統合新校の位置

統合新校の位置については、敷地面積、校舎面積、教室数、通学区域などを考慮し、総合的に判断しました〔資料編の資料7を参照〕。いずれの学校にもそれぞれ長所はありますが、教室数に余裕があることと、統合新校の位置が通学区域の中心となることを優先しました。特に、教室数に余裕があると、少人数指導、総合的な学習、広い空間を使用する工作物の製作など、多様化する学習形態に幅広く対応することが可能となり、教育内容の充実に大変有効です。

4 通学区域

統合新校の通学区域は、原則として統合対象校の通学区域を合わせたものとします。ただし、統合新校までの通学距離、通学区域外の就学の状況および今後の児童数の見込みなどを考慮し、統合の実施時期に合わせて、練馬小学校、光が丘第二小学校、光が丘第六小学校および光が丘第七小学校の通学区域の一部を変更します。また、小学校の通学区域の変更に伴い、練馬中学校、光が丘第一中学校、光が丘第二中学校、光が丘第三中学校および光が丘第四中学校の通学区域の一部も合わせて変更します〔小学校の統合新校の位置および新通学区域は資料 14、中学校の新通学区域は資料 15 を参照〕。

5 特別支援学級

光が丘第一小学校の特別支援学級(情緒障害等学級)については、現光が丘第一小学校の位置に設置する統合新校に設置(継続)します。また、光が丘第三小学校の特別支援学級(知的障害学級)については、現光が丘第四小学校の位置に設置する統合新校に設置(移設)します。

特別支援学級の移設等にあたっては、できるだけ児童への負担がないように、十分な配慮を 行っていきます。